様式１２

（表）

第 　　号

 札幌市客引き行為等防止指導員証

写真

所　　属

氏　　名

生年月日

上記の者は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則第１２条第

１項に規定する札幌市客引き行為等防止指導員であることを証明する。

年　 月　 日

札幌市長 　　 　　　　 印

１２ｃｍ

 札幌市客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第６条　何人も、禁止区域（市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用する

　ことができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則

　　 で定める区域をいう。） において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。た

だし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障が

　ないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。

２　（略）

（禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止）

第７条　事業者は、前条第１項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為

(2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設（以下「

　店舗等」という。）で役務に従事させる行為

（指導）

第８条　市長は、第６条第１項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為

をしてはならない旨を指導することができる。

（勧告）

第９条　市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者

に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。

９ｃｍ

（裏）

（命令）

第１０条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その

者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

２　市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、

その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

（公表）

第１２条　市長は、第１０条第１項又は第２項の規定による命令を受けた者が当該命令に

従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及

　び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

２　市長は、前条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し

て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表すること

ができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

　地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

３　市長は、前２項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象

となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（罰則）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1) 第１０条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者

(2) 第１１条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

　定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し

　て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

 　（両罰規定）

第１９条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前条（同条第１号にあっては、第７条の規定に違反する行為に

係るものを除く。） の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、前条の過料を科する。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（客引き行為等防止指導員）

第１２条　条例第８条の規定による指導、条例第９条の規定による勧告、条例第１０条第

　１項及び第２項の規定による命令、条例第１２条第３項の規定による意見を述べる機会

の付与、条例第１８条及び第１９条の規定による過料の処分その他の客引き行為等の防

止に関する事務を行わせるため、札幌市客引き行為等防止指導員（以下「指導員」とい

う。）を置く。

　 ２　指導員は、市民文化局地域振興部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

３　指導員は、第１項の事務に従事する者の証として、札幌市客引き行為等防止指導員証

（様式１２）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。